

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成22年3月30日(火曜日)

号外第20号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		ページ
〇規則		総務課)	31
地方独立行政法人法施行細則(行政システム改革推進課)	1	神奈川県立保健福祉大学条例施行規則の一部を改正する規則(地域保健福祉課)	32
住民基本台帳法施行条例施行規則(市町村課)	2	神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(福祉監査指導課)	32
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則(情報公開課)	4	神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭課)	32
神奈川県在宅重度障害者等の特例手当支給規則(障害福祉課)	5	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)	33
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則(医療課)	9	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)	45
政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(知事室)	23	神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(障害福祉課)	45
神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	23	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	45
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	24	神奈川県立の診療所に関する条例施行規則の一部を改正する規則(医療課)	46
事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(市町村課)	24	建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	46
神奈川県公報発行規則の一部を改正する規則(法務文書課)	26	神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	46
神奈川県行政文書管理規則の一部を改正する規則(法務文書課)	26	建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則(建築指導課)	50
神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則(財産管理課)	27	競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則(建設業課)	50
庁舎等防火管理規則の一部を改正する規則(財産管理課)	27	河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課)	50
消防法施行細則の一部を改正する規則(災害消防課)	28	港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(砂防海岸課)	50
神奈川県情報公開審査会規則の一部を改正する規則(情報公開課)	28	神奈川県借上公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)	51
神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則(青少年課)	28	〇公安委員会規則	
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則(環境計画課)	28	神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警察・警務課)	51
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(大気水質課)	28	神奈川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(警察・情報管理課)	53
土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づく申請に係る提出書類に関する規則の一部を改正する規則(大気水質課)	29	機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則(警察・生活安全総務課)	53
神奈川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(緑政課)	30	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(警察・生活安全総務課)	53
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則(緑政課)	30	神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(警察・交通総務課)	53
理容師法施行細則等の一部を改正する規則(保健福祉			

規 則

地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第20号

地方独立行政法人法施行細則

(業務方法書の記載事項)

第1条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画にあっては、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により認可中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第3条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 人事に関する計画
- (2) 県からの長期借入金の限度額
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第4条 法第27条第1項に規定する年度計画には、認可中期計画に定められた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第5条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第6条 法人は、法第29条第1項に規定する事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第7条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第8条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュフロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第9条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第10条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業

年度」という。）の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
 - (2) 前号の金額を充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第11条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該残余の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の残余の額は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第12条 法人は、法第41条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による短期借入金に係る認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第13条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第21号

住民基本台帳法施行条例施行規則

(区域内の市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号。以下「条例」という。）第1条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。第4条において同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。同条において「技術的基準告示」という。）によるものとする。

（条例第2条の規則で定める事務）

第2条 条例第2条に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 特定非営利活動促進法第23条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

（条例第4条の規則で定める事務）

第3条 条例第4条に規定する規則で定める事務は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限り。）とする。

（知事以外の県の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法）

第4条 条例第5条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、技術的基準告示によるものとする。

（条例第6条の規則で定める事項）

第5条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 保存期間に係る本人確認情報の利用の状況 利用に係る事務の区分、利用の年月及び利用の件数
- (2) 保存期間に係る本人確認情報の提供の状況 提供の相手方、提供に係る事務の区分、提供の年月及び提供の件数

（条例別表の規則で定める事務）

第6条 条例別表1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の14第4項の申告（同条第3項に係るものに限る。）の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- (2) 地方税法第73条の24第4項の申告（同条第2項に係るものに限る。）の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- (3) 地方税法第144条の21第2項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (4) 神奈川県条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第45条の

減免に係る神奈川県条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）第13条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(5) 神奈川県条例第61条の減免に係る神奈川県条例施行規則第13条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(6) 次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては当該法人の役員として登記された者、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあっては当該代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（ア、イ、エ、オ及びカに掲げる者にあっては、納付若しくは納入の告知又は過誤納金若しくは還付金（これらに加算すべき還付加算金を含む。以下この号において同じ。）の還付若しくは充当に関する通知等が到達しなかった場合に限り。）

ア 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者

イ 不動産取得税の納税義務者

ウ 神奈川県条例施行規則第2条第24号から第31号までに掲げる自動車税の減免を受けている者、同条第24号ア若しくはイの自動車を当該減免に係る障害者のために専ら運転する者又は同号ア若しくはイ若しくは同条第25号の減免に係る障害者

エ 自動車税の納税義務者（ウに掲げる者を除く。）

オ 県税の過誤納金又は還付金の還付を受ける者若しくはその相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）又はこれらの者から当該過誤納金若しくは還付金の受領の委託を受けた者

カ 県税の過誤納金又は還付金を未納の徴収金に充当された者又はその相続人

(7) 地方税法又は神奈川県条例による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税若しくは固定資産税又はこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の徴収を受けるべき者その他の者であつて次に掲げるもの（その者が法人である場合にあっては当該法人の役員として登記された者、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあっては当該代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ア 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者の納税管理人若しくは第二次納税義務者（以下この号において「納税者等」という。）

イ 納税者等の相続人

ウ 地方税法第14条の18第2項に規定する譲渡担保権者、同条第6項各号に掲げる者又は同条第7項に規定する者

エ 地方税法第16条第1項の規定により担保として提供された財産（同項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）の所有者若しくは同項第6号に規定する保証人又はこれらの相続人

オ 納税者等が所有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者、当該財

産を占有する第三者若しくはこれを占有していると認めらるるに足りる相当の理由がある第三者又は当該財産の保管者
カ 第三債務者又はこれに準ずる者

キ 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第142条第2項各号に掲げる者

2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項又は第32条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人若しくは連帯債務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

3 条例別表3の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県立病院等看護師修学資金貸付条例を廃止する条例(平成21年神奈川県条例第105号)による廃止前の神奈川県立病院等看護師修学資金貸付条例(昭和39年神奈川県条例第39号)第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

4 条例別表4の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県看護師等修学資金貸付条例(昭和39年神奈川県条例第40号)第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

5 条例別表5の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例(昭和45年神奈川県条例第3号)第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

6 条例別表6の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県特別母子福祉資金貸付条例(昭和45年神奈川県条例第30号)第3条による貸付けを受けた者又はその連帯保証人若しくは連帯債務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

7 条例別表7の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年神奈川県条例第31号)第9条第1項による年金の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表8の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例(平成6年神奈川県条例第1号)第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認(貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。)とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第22号

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)及び神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民局県民活動部情報公開課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 神奈川県情報公開運営審議会規則(昭和58年神奈川県規則第11号)

(2) 神奈川県個人情報保護審議会規則(平成2年神奈川県規則第24号)

神奈川県在宅重度障害者等の特例手当支給規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第23号

神奈川県在宅重度障害者等の特例手当支給規則

(代理受領)

第1条 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例(平成21年神奈川県条例第64号。以下「改正条例」という。)附則第3項に規定する特例手当(以下「特例手当」という。)の支給要件に該当する者(以下「特例手当受給資格者」という。)が特例手当を受給することができない事情があるときは、当該特例手当受給資格者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第3項第1号において同じ。)、親権者その他当該特例手当受給資格者を介護している者(以下この条において「介護者」という。)が代わって受領することができる。

2 前項の規定により介護者が特例手当受給資格者に代わって特例手当を受領する場合において、介護者が2人以上あるときは、

当該介護者は、当該受領をする者を1人定めなければならない。

3 前項の場合において、受領をする者を定めることができない事情があるときは、当該受領をすることができる介護者の順位は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、知事は、その順位を変更することができる。

(1) 配偶者

(2) 親権者

(3) 3親等以内の親族

(4) 前3号に掲げる者以外の介護者

(特例手当指定受取人)

第2条 特例手当の支給を自ら受領している特例手当受給資格者に特例手当を受領することができない事情が生じたとき又は前条の規定により特例手当受給資格者に代わって特例手当を受領している者(以下「特例手当指定受取人」という。)の死亡その他やむを得ない事情により、特例手当指定受取人を変更しようとするときは、新たに特例手当指定受取人になろうとする者は、神奈川県特例手当変更(受給事由消滅)届出書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により新たに指定受取人になろうとする者について準用する。

3 特例手当指定受取人がいる特例手当受給資格者が自ら特例手当を受領できるようになったときは、当該特例手当指定受取人は、神奈川県特例手当変更(受給事由消滅)届出書を知事に提出しなければならない。

(受給事由消滅届出書)

第3条 改正条例附則第4項において準用する改正条例による改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号。以下「旧条例」という。)第7条の規定による届出は、神奈川県特例手当変更(受給事由消滅)届出書によるものとする。

(住所等変更届出)

第4条 特例手当受給資格者(特例手当指定受取人がいる場合にあっては、当該特例手当指定受取人)は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 特例手当受給資格者又は特例手当指定受取人の住所又は氏名の変更

(2) 特例手当受給資格者又は特例手当指定受取人が特例手当の支払を受ける銀行又は預金番号の変更

2 前項の届出は、神奈川県特例手当変更(受給事由消滅)届出書によるものとする。

(受給事由消滅の通知)

第5条 知事は、特例手当受給資格者の特例手当を受けるべき事由が消滅したとき(死亡の場合を除く。)は、速やかにその旨を当該特例手当受給資格者に通知しなければならない。

(調査)

第6条 知事は、神奈川県特例手当変更(受給事由消滅)届出書の提出があったときは、その内容その他必要な事項について、調査をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、第8条に規定する神奈川県特例手当支給台帳に記載された内容について、必要な調査

をすることができる。

(身分を示す証明書)

第7条 改正条例附則第4項において準用する旧条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、第2号様式とする。

(支給台帳)

第8条 知事は、神奈川県特例手当支給台帳を備え、必要な事項を記入するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 旧条例第6条第3項の規定により旧条例第5条第1項に規定する受給資格者に代わって旧条例第3条第1項に規定する手当を受領している者は、当該受給資格者が特例手当受給資格者となる場合は、この規則の施行の日において当該特例手当受給資格者の特例手当指定受取人となったものとみなす。

第1号様式(第2条、第3条、第4条、第6条関係)(用紙 日本工業規格A4横長型) 神奈川県特別手当変更(受給事由消滅)届出書

報告 特別手当受給資格者番号届出年月日 神奈川県知事殿

事由 3. 4. 5. 12. 13. 19. 日 月 年

次のとおり { 変更が生じた } ので、届け出ます。
 { 受給事由が消滅した }

届出人氏名 (総き柄)

特別手当受給資格者

フリガナ 住所 郵便番号 フリガナ 電話番号

氏名 生年月日 年 月 日 41. 42. 63. 64. (方等) 83. 84. 94.

20. 34. 35. 48. 49. (番地)

等級(知能指数)変更欄

身体障害者手帳 療育手帳

フリガナ 交付年月日 知能指数 交付年月日 知能指数

氏名 等級 年 月 日 40. 41. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60.

20. 22. 23. 32. 33. 34. 47. 48.

1. 2. R. I. B.

振込先

銀行名 (コード) 支店名 (コード) 普通口座番号 名義人 フリガナ

(コード) 通当座 本人 区 分 口座名義人・氏名

20. 23. 24. 26. 27. 28. 34. 35. 36. 50.

1. 2. R. D.

特別手当指定受取人

特別手当指定受取人

フリガナ 住所 郵便番号 フリガナ 電話番号

氏名 生年月日 年 月 日 43. 44. (番地) 58. 59. (方等) 78. 79. 89. 90. 96.

20. 34. 35. 36. 37. 89. 90. 96.

1. 2. R. I. C.

登録事項変更

1 特別手当受給資格者氏名変更 旧氏名 年 月 日

2 特別手当受給資格者住所変更 旧住所 年 月 日

3 等級(知能指数)変更 旧等級 旧知能指数

4 口座変更 旧口座

5 その他

受給事由消滅

受給事由消滅年月日 年 月 日

1 死亡

2 施設入所

3 施設名

4 転出先

5 その他

点検者	記入者

備考 1 太線の枠内は、必ず記入してください。なお、受給資格者本人の氏名又は住所が変わる場合は、新しい氏名又は住所を太線の枠内に記入してください。

2 登録事項変更の届出については、左下枠内の該当する事項の番号を○で囲み、変更前の内容を記入してください。

3 受給事由消滅の届出については、中央下枠内の該当する事項の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

第2号様式(第7条関係)(表)(縦6センチメートル 横9センチメートル)

第 号

神奈川県特例手当受給資格者調査員証

所属・職

氏 名

年 月 日生

上記の者は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例附則第4項において準用する同条例による改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第8条第2項に定める当該職員であることを証する。

年 月 日

神奈川県知事(氏 名) 印

(裏)

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例附則第4項において準用する同条例による改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(抄)

(調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、受給資格者又は介護者に対して、受給資格の有無を決定するために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、介護者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、それを提示しなければならない。

- 備考 1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不用となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第24号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

(貸付けの申請)

第1条 神奈川県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(第1号様式)に住民票の写しを添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営むものでなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例(平成22年神奈川県条例第15号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する修学生をいう。以下同じ。)又は修学資金の貸付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(選考結果の通知)

第3条 知事は、修学生を決定したときは修学生決定通知書(第2号様式)により、修学生としないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から知事が別に定める期間内に、連帯保証人と連署した誓約書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、修学生に毎月交付する。ただし、新規の修学生に係る第1回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付けの休止)

第6条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の修学資金の貸付けを休止する。

(修学資金借用証書)

第7条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から知事が別に定める期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額について修学資金借用証書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(やむを得ない事由)

第8条 条例第9条第2項に規定する規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をしたとき。

(2) その他知事がやむを得ないと認める事由

(条例第10条ただし書の規定による返還)

第9条 条例第10条ただし書の規定による返還は、同条各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間(条例第7条第1項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。)に相当する期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額と条例第3条第2項に規定する利息の額を合計した額(以下「修学資金等」という。)の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法により行うものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

2 前項本文に規定する返還をしようとする者は、条例第10条各号のいずれかに該当するに至った日から7日以内に、修学資金等返還方法承認申請書(第5号様式)に同条ただし書の規定による返還をしようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(債務の裁量免除の額)

第10条 条例第11条に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。

(免除の申請)

第11条 条例第9条又は第11条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書(第6号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(猶予の申請等)

第12条 条例第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書(第7号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金等の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出義務)

第13条 修学生は、次に掲げる事情が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届(第8号様式)又は休学等届(第9号様式)により直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。

(2) 休学し、留年し、又は退学したとき。

(3) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 前2号に掲げる事情(退学の場合を除く。)が消滅したとき。

(5) 修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届(第10号様式)に事実を証明する書類を添えて直ちに知事に提出しなければならない。

3 第1項第1号及び前項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始(修了)届(第11号様式)又は業務等異動届(第12号様式)により直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 学校法人聖マリアンナ医科大学が設置する大学(以下「大学」という。)を卒業した日の属する月の翌月から臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき。

(2) 臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき。

(3) 臨床研修を修了した後、引き続いて指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務(以下「特定医師業務」という。)に従事しなかったとき。

(4) 特定医師業務に従事した期間が特定期間に達するまで、当該特定医師業務に従事しなかったとき。

(書類の経由)

第14条 修学生は、この規則の規定による書類を知事に提出するときは、大学の学長を経由しなければならない。

(実施細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式(第1条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者氏名 ㊟

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな氏名			(性別 男・女)
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
住所	〒		
電話番号			
本人の履歴			
年 月			
年 月			
年 月			
現在の健康状態	1 良い 2 普通 3 悪い (具体的な状態)		
連帯保証人			
ふりがな氏名	㊟ (性別 男・女)	㊟ (性別 男・女)	
生年月日	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)	
本人との関係			
住所	〒	〒	
電話番号			
勤務先等	名称		
	所在地	〒	〒
	電話番号		
年収(税込み額)	円	円	

第2号様式(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学生決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事印

あなたを神奈川県地域医療医師修学資金修学生として決定し、次のとおり修学資金を貸し付けます。

修 学 生 番 号	
月 額	10万円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで

第3号様式(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

私は、修学生として神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

修学生番号

住 所

氏 名

㊞

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

㊞

年 月 日生

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

㊞

年 月 日生

第4号様式(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学資金借用証書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

私は、修学生として次のとおり神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けました。この修学資金は、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第10条各号のいずれかに該当するときは、同条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、次の借入金額に利息を付した額を返還します。

借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月から 年 月まで 年 か月

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 Ⓜ

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 Ⓜ

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

第5号様式(第9条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学資金等返還方法承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等について、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第10条ただし書の規定による返還をしたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月
借 用 金 額	円
返 還 金 額	円 (うち利息分 円)
返 還 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日
条例第10条ただし書の規定による返還をしようとする理由	
変 更 後 の 返 還 方 法	1 月賦 2 4分の1年賦 3 半年賦

第6号様式(第11条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学資金等返還免除申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	◎	生 年 月 日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月
借 用 金 額	円
返 還 金 額	円 (うち利息分 円)
返 還 済 額	円
返 還 免 除 申 請 額	円

申 請 理 由	当 然 免 除	1 継続従事期間が特定期間に達した。 (継続従事期間 年 月 日から 年 月 日まで) (年 月 日から 年 月 日まで) 2 特定医師業務上の事由による死亡 3 特定医師業務上の事由による心身の故障
	裁 量 免 除	1 死亡 2 心身の故障 3 その他 ()

申請理由発生年月日	年 月 日
-----------	-------

現 在 の 就 業 先 又 は 在 学 先	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	

申 請 理 由 発 生 以 来 の 状 況	期 間	就業先、進学先等
	年 月 から 年 月 まで 年 か月	
	年 月 から 年 月 まで 年 か月	
	年 月 から 年 月 まで 年 か月	
	年 月 から 年 月 まで 年 か月	

第7号様式 (第12条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月			
借 用 金 額	円			
返 還 金 額	円 (うち利息分 円)			
返 還 済 額	円			
返 還 猶 予 申 請 額	円			
返還猶予を求める期間	年 月 から 年 月 まで			
申 請 理 由	1 被災 2 心身の故障 3 その他 []			
申 請 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日			
現 在 の 就 業 先 又 は 在 学 先	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号			
申 請 理 由 発 生 以 降 の 状 況	期 間			就 業 先、進 学 先 等
	年 月 から	年 月 まで	年 か月	
	年 月 から	年 月 まで	年 か月	
	年 月 から	年 月 まで	年 か月	
	年 月 から	年 月 まで	年 か月	

第8号様式 (第13条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

住所・氏名・勤務先変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所
氏名 ㊟

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 修学生・修学資金の貸付けを受けた者

修 学 生 番 号		
新 旧 の 別	新	旧
住 所	〒	〒
電 話 番 号		
ふりがな 氏名	㊟	
勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
そ の 他 重 要 な 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

2 連帯保証人

新 旧 の 別	新	旧
ふりがな 氏名	㊟	
修 学 生 と の 関 係		
生 年 月 日	年 月 日生	
住 所	〒	〒
電 話 番 号		
勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
年 収 (税 込 み 額)	円	円
そ の 他 重 要 な 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

第9号様式(第13条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

休学等届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 休学 2 留年 3 退学 4 停学 5 1、2又は4の事情の消滅 6 辞退
届出事項発生年月日 (期間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
届 出 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

聖マリアンナ医科大学学長(氏 名) 印

備考 届出事項の6に該当する者にあつては、証明事項の記載は必要ありません。

第10号様式 (第13条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

死 亡 届

年 月 日

神奈川県知事殿

親族(連帯保証人) 住 所
氏 名

㊞

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

修 学 生 番 号			
修 学 生 ・ 修 学 資 金 の 貸 付 け を 受 け た 者 の 氏 名			
修 学 生 ・ 修 学 資 金 の 貸 付 け を 受 け た 者 と の 関 係			
就 業 等 (直 近) の 状 況	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	期 間	年 月 从 来	年 月 まで
死 亡 年 月 日	年 月 日		

第11号様式(第13条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

臨床研修開始(修了)届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

次のとおり臨床研修を開始(修了)したので、届け出ます。

研 修 先	施 設 名 又 は 所 属 団 体 名		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
研修開始(修了) 年 月 日	年 月 日		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設(所属団体)の長の職及び氏名印

第12号様式(第13条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

業務等異動届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 大学を卒業した月の翌月から臨床研修を受けなかった。 2 臨床研修を修了しなかった。 3 臨床研修修了後、引き続いて特定医師業務に従事しなかった。 4 継続従事期間が特定期間に達するまで、特定医師業務に従事しなかった。
届出事項発生年月日	年 月 日

政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第25号

政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年神奈川県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(昭和32年法律第26号)」の次に「第8条の4に基づく上場株式等の配当等に係る配当所得、同法」を加える。

第3号様式中

事業・譲渡 株式等の 雑所得			を に
事業・譲渡 株式等の 雑所得			
上場株式等の配当所得			

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第26号

神奈川県職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第2条の2の前の見出しを削り、同条を第2条とし、同条の前に見出しとして「(本庁における職)」を付する。

第3条第1項を次のように改める。

本庁機関（神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条第1号に規定する機関をいう。以下同じ。）の局に局長を、会計局に会計局長を、室に室長を、部に部長を、課に課長を、課に設けられたグループにグループリーダーを置く。

第3条第2項中「部長」を「局長」に、「部の」を「局の」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「指揮監督」の次に「し、会計局長、室長又は部長に事故がある場合（別に会計局長、室長又は部長の職務代理を命ぜられた者がある場合を除く。）はその職務を代理し、又は上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員

を指揮監督」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督し、局長に事故がある場合（別に局長の職務代理を命ぜられた者がある場合を除く。）はその職務を代理し、又は上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3条第7項を次のように改める。

7 グループリーダーは、上司の命を受けてグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督し、課長に事故がある場合（別に課長の職務代理を命ぜられた者がある場合を除く。）で副課長が置かれていないときはその職務を代理し、又は上司の命を受けてグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

知事は、必要と認めるときは、本庁機関の局に参事監を、室に参事監、参事及び担当課長を、部に参事及び担当課長を、課に副課長、課長代理、専任主幹、専任技幹、主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査、主任主事、主任技師、主任看護師及び主任准看護師を置くことができる。

2 参事監は、局長又は室長を補佐し、上司の命を受けて局長又は室長が指示する特定の事務を掌理する。

第4条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「参事は」の次に「室長又は部長を補佐し」を、「受けて」の次に「室又は部の所管行政に係る」を加え、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「直属の上司」を「室長又は部長」に、「部又は室」を「室又は部」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項を削り、同条第9項を同条第5項とし、同条第10項を削り、同条第11項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 主幹及び技幹は、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

第4条第12項中「、直属の上司を補佐し」及び「し、又は室長、課長又は課内室長が指示する重要な特定の事務を掌理」を削り、同項を同条第8項とし、同条第13項中「、直属の上司を補佐し」を削り、同項を同条第9項とし、同条第14項を同条第10項とし、同条第15項を同条第11項とする。

第4条の2を削る。

第4条の3第1項中「第2条の2から前条まで」を「前3条」に、「総務部庁舎管理課」を「総務局施設財産部庁舎管理課」に改め、同条を第4条の2とする。

第5条第1項中「、神奈川県立かながわ農業アカデミーにあつては校長」を削り、「神奈川県自治総合研究センター」を「神奈川県給与事務センター、神奈川県統計センター」に改め、「神奈川県自然環境保全センター」の次に「、神奈川県水産技術センター」を加え、「神奈川県畜産技術センター、神奈川県水産技術センター」を「神奈川県精神保健福祉センター」に改め、「、神奈川県精神保健福祉センター」を削り、「労働センター」を「神奈川県かながわ労働センター」に改める。

第6条第1項中「局に局長」を「事務局に事務局長」に改め、「支所長を」の次に「、試験場に試験場長を」を加え、「試験場に試験場長」を「かながわ農業アカデミーにかながわ農業アカデミー校長を、畜産技術所に畜産技術所長」に改め、「工芸技術所長を」

の次に「計量検定所に計量検定所長を、人材育成支援センターに人材育成支援センター所長を、東部センターに東部センター所長を、治水センターに治水センター所長を」を加え、同条第2項中「局長」を「事務局長」に改め、「支所長」の次に「試験場長」を加え、「試験場長及び工芸技術所長は、所長を補佐し」を「かながわ農業アカデミー校長、畜産技術所長、工芸技術所長、計量検定所長、人材育成支援センター所長、東部センター所長及び治水センター所長は」に改め、同条第3項中「直属の上司を補佐し」を削り、「掌理」の次に「し、所属職員を指揮監督」を加える。

第7条第1項中「副部長、専任技幹」を「専任技幹、副部長」に改め、同条第10項中「直属の上司を補佐し」及び「し、又は所長が指示する重要な特定の事務を掌理」を削り、同条第24項中「直属の上司を補佐し」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 前3条に規定する職のほか、神奈川県水産技術センターに船長及び機関長を、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県立ひばりが丘学園及び神奈川県立中井やまゆり園に看護係長を置く。

2 船長、機関長及び看護係長は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を掌理する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 知事は、必要と認めるときは、事務局、支所、試験場、地区事務所、かながわ農業アカデミー、畜産技術所、工芸技術所、計量検定所、人材育成支援センター、東部センター及び治水センターに次長を、神奈川県立煤ヶ谷診療所に医長を置くことができる。

2 次長及び医長は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を掌理する。

第9条中「第2条の2から」を「第2条から」に改める。

第10条第1項中「第2条の2から第8条まで」を「第2条から第8条の2まで」に改め、同条第2項中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部改正)
- 2 会計管理者の事務を代理する職員を定める規則(平成19年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副局長」を削り、同条第2号中「副局長」を「会計課長」に改め、同条第3号を削る。

第2条(見出しを含む。)中「職務」を「事務」に改める。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第27号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年神奈川県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(同条第3項に規定する神奈川県公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)が定める軽易なものに該当する災害に限る。)」を削る。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

第3条から第8条までを次のように改める。

第3条から第8条まで 削除

第27条中「総務部人事課」を「総務局組織人材部労務給与課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第28号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「4の2の項」を「4の3の項」に改め、同表15の項の次に次のように加える。

15の2 特例 条例別表21 の2の項(10) に掲げる事務	自然環境保全条例施行規則(昭和48年神奈川県規則第37号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務 (1) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める自然環境保全地域普通地区内行為届及び同項各号に掲げる書類を受理すること。 (2) 規則第3条第2項の規定により、自然環境保全地域普通地区内行為届に添えることを要しない書類を定めること。 (3) 規則第4条の規定により、同条各号に掲げるものを自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。)第8条第1号に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。 (4) 規則第5条第1項の規定により、同項において定める自然環境保全地域普通地区内行為着手済届及び規則第3条第1項各号に掲げる書類を受理すること。 (5) 規則第5条第2項の規定において準用する規則第3条第2項の規定により、自然環境保全地
---	---

	<p>域普通地区内行為着手届に添えることを要しない書類を定めること。</p> <p>(6) 規則第6条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定する通常の管理行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第6条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定する軽易な行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第6条第3項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定するその他の行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(9) 規則第12条の規定により、同条に定める様式を条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第13条の規定により、同条において定める損失補償請求書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第15条の規定により、条例第8条及び条例第9条の届出をした者から住所(氏名)異動届を受理すること。</p>	<p>報告書について同条において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p>	<p>別表33の3の項中「(7)」を「(12)」に改め、同表38の項(1)中「第11条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同項(2)中「第11条の2第2項」を「第10条第2項」に、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳」を「神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳」に改め、同表45の項から47の項までを次のように改める。</p>
<p>別表16の項中「昭和48年神奈川県規則第37号。」を削り、同表17の項の次に次のように加える。</p>		<p>45 特例条例 別表112の項(6)に掲げる事務</p> <p>神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第87号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める食品等自主回収着手報告書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条第2項の規定により、同項に規定する資料を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条第3項の規定により、同項各号に掲げるものを神奈川県食の安全・安心の確保推進条例(平成21年神奈川県条例第58号。以下この項において「条例」という。)第15条第1項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める食品等自主回収終了報告書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第3条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第15条第3項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める食品等輸入事務所等届出書を受理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第2項の規定により、同項において定めるものを条例第16条第1項第4号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第3項の規定により、同項において定める食品等輸入事務所等変更(廃止)届出書を受理すること。</p>	<p>45 特例条例 別表113の項に掲げる事務</p> <p>神奈川県在宅重度障害者等の特例手当支給規則(平成22年神奈川県規則第23号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第6条第1項の規定により、届出書の内容その他必要な事項について調査をすること。</p> <p>(2) 規則第6条第2項の規定により、神奈川県特例手当支給台帳に記載された内容について必要な調査をすること。</p>
<p>17の2 特例条例別表25の2の項(7)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第40条第1項の規定により、同項に定めるところにより神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)第42条第1項の規定による化学物質管理目標を作成することとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第40条第2項の規定により、同項において定めるものを条例第42条第1項に定める事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第40条第3項の規定により、同項において定める化学物質管理目標作成・達成状況報告書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第40条の2第1項の規定により、同項に定めるところにより条例第42条第2項の規定による報告を行うこととして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第40条の2第2項の規定により、同項において定める化学物質管理目標作成・達成状況報告書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第40条の3の規定により、同条に定めるところにより条例第42条第3項の規定による取りまとめ及び公表をすること。</p> <p>(7) 規則第94条の規定により、この項に規定する</p>	<p>46 特例条例 別表114の項(2)に掲げる</p> <p>神奈川県在宅重度障害者等の特例手当支給規則(以下この項において「規則」という。)に基づく</p>	

を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「班の長」を「グループリーダー」に、「班又は」を「グループ又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「及び課内室の班並びに」を「のグループ及び」に改め、同項を同条第7項とする。

第7条中「、当該行政文書に係る事務を分掌する課内室の課内室長」を削る。

第11条第1項中「法務文書課長」を「文書課長」に改め、同条に次の3項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、県民局県民活動部NPO協働推進課、県民局くらし文化部消費生活課及び商工労働局労働部技能振興・全国技能大会推進課(以下「NPO協働推進課等」という。)の主務グループのグループリーダーは、各課の文書事務主任に処理済み文書を引き継がなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、給与事務センター、統計センター及び住宅営繕事務所(以下「給与事務センター等」という。)の長は、文書課長に処理済み文書を引き継がなければならない。

5 第2項の規定は、前2項の処理済み文書の引継ぎについて準用する。

第12条第1項中「法務文書課長」を「文書課長」に改め、「所」の次に「(給与事務センター等を除く。次項及び第3項において同じ。)」を加え、同条第2項中「主務課長」の次に「(NPO協働推進課等の長を除く。次項において同じ。)」を加え、「法務文書課長」を「文書課長」に改め、同条第3項中「特に主務課」の次に「(NPO協働推進課等を除く。)」を加え、「法務文書課長」を「文書課長」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前3項の規定は、NPO協働推進課等における文書の保存について準用する。この場合において、第1項中「文書課長及び所(給与事務センター等を除く。次項及び第3項において同じ。)の文書担当課の長」とあり、並びに第2項及び前項中「文書課長又は所の文書担当課の長」とあるのは「NPO協働推進課等の文書事務主任」と、第2項中「主務課長(NPO協働推進課等の長を除く。次項において同じ。)及び所の主務課の長」とあり、及び前項中「主務課長及び所の主務課の長」とあるのは「NPO協働推進課等の主務グループのグループリーダー」と、前項中「主務課(NPO協働推進課等を除く。)又は所の主務課」とあるのは「主務グループ」と読み替えるものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、給与事務センター等に係る文書の保存について準用する。この場合において、第2項中「主務課長(NPO協働推進課等の長を除く。次項において同じ。)及び所の主務課の長」とあり、及び第3項中「主務課長及び所の主務課の長」とあるのは「給与事務センター等の長」と、第2項及び第3項中「文書課長又は所の文書担当課の長」とあるのは「文書課長」と、同項中「主務課(NPO協働推進課等を除く。)又は所の主務課」とあるのは「給与事務センター等の主務課」と読み替えるものとする。

第13条中「法務文書課長」を「文書課長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、NPO協働推進課等における保存文書の引継

ぎについて準用する。この場合において、同項中「文書課長」とあるのは「NPO協働推進課等の長」と、「前条第1項」とあるのは「前条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

第14条中「法務文書課長及び所」を「文書課長及び所(給与事務センター等を除く。次項及び第3項において同じ。)」に、「法務文書課長又は」を「文書課長又は」に、「及び第3項中「主務課長及び所の主務課の長」とあるのは」を「中「主務課長(NPO協働推進課等の長を除く。次項において同じ。)及び所の主務課の長」とあり、及び同条第3項中「主務課長及び所の主務課の長」とあるのは」に、「主務課又は」を「主務課(NPO協働推進課等を除く。)又は」に改める。

第16条中「法務文書課長」を「文書課長」に改める。

別表30年保存とするものの項2中「政策部財政課」を「政策局政策総務部政策総務課」に、「財政課」を「政策総務課」に、「総務部法務文書課」を「政策局政策調整部政策法務課」に改め、同項9中「、病院事業管理者」を削り、同項10中「総務部人事課」を「総務局組織人材部人材課」に、「人事課」を「人材課」に、「総務部総務課」を「総務局企画調整部行政事務監察課」に改め、同項13中「知事室」を「知事室秘書課」に、「保健福祉部生活援護課」を「保健福祉局地域保健福祉部生活援護課」に改め、同表10年保存とするものの項1中「財政課」を「政策総務課」に改め、同項8中「人事課」を「人材課」に改め、同項11中「財政課」を「政策局財政部予算調整課」に、「出納員又は」を「出納員若しくは」に、「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同表5年保存とするものの項7中「人事課」を「人材課」に改める。

第2号様式中「

室	課	名
---	---	---

」を「

課	名
---	---

」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「、病院事業管理者」を削る部分に限る。)は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の成立の日から施行する。

神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第31号

神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則

神奈川県庁内管理規則(昭和35年神奈川県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「、日経ビル内分庁舎」を削り、同表管理責任者の欄中「総務部長」を「総務局施設財産部長」に、「教育局長」を「教育局企画調整部長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

庁舎等防火管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川知事 松 沢 成 文

神奈川規則第32号

庁舎等防火管理規則の一部を改正する規則

庁舎等防火管理規則（昭和42年神奈川規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「第59条まで」を「第59条の2まで」に、「及び第72条」を「から第72条の2まで」に改め、同表管理責任者の欄中「総務部長」を「総務局施設財産部長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川知事 松 沢 成 文

神奈川規則第33号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和34年神奈川規則第93号）の一部を次のように改正する。

第3条中「縦3センチメートル横2.4センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「(第5号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同条を第7条とする。

第2号様式(表)中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式(裏)中「市町村長等は」の次に「、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか」を加え、「又は取扱い」を「又は取扱い」に、

「2 略

3 第4条第4項から第6項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。」

「2・3 略」に、「各号の一」を「いずれか」に、「20万円」を「30万円」に、「第4条、」を「第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第3号様式を削る。

第4号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川知事 松 沢 成 文

神奈川規則第34号

神奈川情報公開審査会規則の一部を改正する規則

神奈川情報公開審査会規則（昭和58年神奈川規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条第5項」を「第26条第5項」に改める。

第13条中「県民部情報公開課」を「県民局県民活動部情報公開課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

神奈川青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川知事 松 沢 成 文

神奈川規則第35号

神奈川青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川青少年保護育成条例施行規則（平成8年神奈川規則第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、川崎市」の次に「、藤沢市、南足柄市、葉山町」を加える。

第19条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県民局青少年部長

第19条第1項第2号中「県民部青少年課」を「県民局青少年部青少年課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川知事 松 沢 成 文

神奈川規則第36号

神奈川地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第7条第2項」を「第7条の4第2項」に、「第一種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「第二種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場」を「第二種エネルギー管理指定工場等」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第37号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号及び第23条第1項中「横須賀市及び相模原市」を「相模原市及び横須賀市」に改める。

第28条中「環境農政部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改める。

第32条第2項第1号ア中「エシュカ法又は燃焼容量法」を「全硫黄の定量方法」に改める。

第40条第3項中「化学物質管理目標・達成状況報告書」を「化学物質管理目標作成・達成状況報告書」に改める。

第45条第3号中「の収容」を「を入院させるための」に改める。

第50条第1項第1号イ中「又は第4条第1項に基づく土壤調査」を「、第4条第2項又は第5条第1項の規定による土壤汚染状況調査（同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この号において同じ。）」に、「当該土壤調査」を「当該土壤汚染状況調査」に、「おいて土壤調査」を「おいて当該土壤汚染状況調査」に改め、同号ウ中「又は第4条第1項に基づく土壤調査」を「、第4条第2項又は第5条第1項の規定による土壤汚染状況調査」に、「当該土壤調査」を「当該土壤汚染状況調査」に、「おいて土壤調査」を「おいて当該土壤汚染状況調査」に改め、同条第5項中「環境農政部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改める。

第55条の2第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項又は第11条第1項」に改める。

第56条の3第5項中「環境農政部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改める。

第94条第1号中「横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市」を「相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市」に改める。

附則第23項中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

別表第2の2の表の備考6(4)中「エシュカ法又は燃焼容量法」を「全硫黄の定量方法」に改める。

別表第10の1(1)の表の備考7(3)、別表第10の1(2)の表の備考3(3)、別表第10の1(3)の表の備考3(3)、別表第10の1(4)のアの表の備考7(3)及び別表第10の1(4)のイの表の備考2(3)中「付表7」を「付表8」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項第2号、第23条第1項、第28条、第50条、第55条の2第1項、第56条の3第5項及び第94条第1号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「旧法」という。）第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による土壤汚染状況調査が行われた土地又

は同日以前に旧法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による土壤汚染状況調査に着手し、かつ、平成22年4月1日以後に当該土壤汚染状況調査が完了した土地については、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法第3条第1項又は第5条第1項の規定による土壤汚染状況調査が行われた土地とみなして、改正後の第50条の規定を適用する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づく申請に係る提出書類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第38号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づく申請に係る提出書類に関する規則の一部を改正する規則

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づく申請に係る提出書類に関する規則（平成21年神奈川県規則第89号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土壤汚染対策法に基づく申請等に係る提出書類に関する規則

本則第1項を次のように改める。

1 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）及び汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。ただし、次に掲げる書類で同令第1条第3号の埋立処理施設に係るものについては、2部とする。

- (1) 法第22条第1項又は第4項の規定による汚染土壤処理業の許可又は許可の更新の申請に係る書類
 - (2) 法第23条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る書類
 - (3) 法第23条第3項の規定による汚染土壤処理業の許可に係る事項の軽微な変更等の届出に係る書類
 - (4) 法第23条第4項の規定による汚染土壤処理業の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は再開の届出に係る書類
 - (5) 汚染土壤処理業に関する省令第13条第3項の規定による法第27条第1項の汚染土壤処理業者が講ずべき措置の報告に係る書類
 - (6) 汚染土壤処理業に関する省令第14条第2項の規定による汚染土壤処理業の許可証の書換え又は再交付の申請に係る書類
- 本則第2項中「例による法第22条第2項」を「法、土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令」に、「申請書等は、例による法」を「書類は、法」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第39号

神奈川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立自然公園条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務」の次に「（第1号から第4号まで、第14号から第28号まで、第30号及び第31号に掲げる事務にあつては、県立丹沢大山自然公園と県立陣場相模湖自然公園に係るものに限る。）」を加え、同条中第10号を第29号とし、同号の次に次の2号を加える。

(30) 条例第31条第2項の規定により、土地の所有者及び占有者並びに木竹等の所有者に通知し、及び意見書を提出する機会を与えること。

(31) 条例第33条第3項の規定により、損失の補償を受けようとする者の補償請求書を受理すること。

第1条中第9号を第13号とし、同号の次に次の15号を加える。

(14) 条例第17条第1項の規定により、公園計画に基づいてその区域内に集団施設地区を指定すること。

(15) 条例第17条第2項において準用する条例第3条第2項の規定により、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、その旨及びその区域を告示すること。

(16) 条例第19条第1項の規定により、土地の所有者等と風景地保護協定を締結し、当該土地の区域内の自然の風景地を管理すること。

(17) 条例第19条第4項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により、地方公共団体が風景地保護協定（条例第23条において準用する場合にあつては、風景地保護協定において定めた事項の変更。以下この条において同じ。）を締結しようとするとき、協議し、及び同意をすること。

(18) 条例第19条第5項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により、風景地保護協定を認可すること。

(19) 条例第20条第1項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により、風景地保護協定を締結しようとするとき又は条例第19条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたとき、その旨を公告し、及び当該風景地保護協定を縦覧に供すること。

(20) 条例第20条第2項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により、風景地保護協定についての意見書を受理すること。

(21) 条例第22条（条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により、風景地保護協定を締結したとき又は条例第19条第5項の認可をしたとき、その旨を告示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを縦覧するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示すること。

(22) 条例第25条第1項の規定により、公園管理団体を指定すること。

(23) 条例第25条第2項の規定により、公園管理団体の名称等を告

示すること。

(24) 条例第25条第3項の規定により、公園管理団体の名称等の変更の届出を受理すること。

(25) 条例第25条第4項の規定により、公園管理団体の名称等の変更の届出に係る事項を告示すること。

(26) 条例第28条の規定により、公園管理団体に対し、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(27) 条例第29条第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(28) 条例第29条第2項の規定により、公園管理団体の指定を取り消した旨を告示すること。

第1条中第8号を第12号とし、第1号から第7号までを4号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 条例第5条第1項の規定により、関係市町村の意見を聞いて公園事業を決定すること。

(2) 条例第5条第2項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公園事業を決定したとき（条例第6条第2項において準用する場合にあつては、公園事業を廃止又は変更したとき）、その概要を告示すること。

(3) 条例第6条第1項の規定により、関係市町村の意見を聞いて公園事業を廃止し、又は変更すること。

(4) 条例第7条第1項の規定により、公園事業を執行すること。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為がこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第40号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（昭和42年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（事務の委任）

第1条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、横須賀三浦地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(1) 法第8条第1項の規定により、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）内における行為を許可すること。

(2) 法第8条第6項の規定により、同条第1項の規定に違反し、又は同条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずること。

- (3) 法第8条第7項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (4) 法第8条第8項の規定により、国の機関が行う同条第1項の行為について、当該国の機関と協議すること。
- (5) 法第9条第2項の規定により、損失を受けた者と協議すること。
- (6) 法第9条第3項の規定により、土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請すること。
- (7) 法第18条第1項の規定により、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、法第8条第1項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めること。
- (8) 法第18条第2項の規定により、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は法第8条第1項各号に掲げる行為の実施の状況を検査させること。

第2条を削る。

第2条の2中「3部を知事」を「2部を所長」に改め、同条第1号中「(第9号様式)」を「(第1号様式)」に改め、同条第2号中「第8号様式まで、第10号様式及び第11号様式」を「第10号様式まで」に改め、同条を第2条とする。

第3条中「(第12号様式)」を「(第11号様式)」に改める。

第4条中「(第13号様式)を知事」を「(第12号様式)を所長」に改める。

第5条中「法第7条第1項の規定により届出をした者及び」を削り、「(第14号様式)を知事」を「(第13号様式)を所長」に改める。

第6条中「第15号様式」を「第14号様式」に改める。

第1号様式中「歴史的風土保存区域内行為(行為変更)届出書」を「歴史的風土特別保存地区内行為(行為変更)許可申請書」に、「神奈川県知事」を「神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長」に、「歴史的風土保存区域(特別地区を除く。)内における行為(行為の変更)について、次のとおり届け出ます」を「次のとおり歴史的風土特別保存地区内における行為(行為の変更)の許可を受けたいので、申請します」に、「歴史的風土保存区域名」を「歴史的風土特別保存地区名」に、

「行為変更の届出の場合 は、当初届出の年月日、 変更の内容及びその理 由」	を	「行為変更の許可申請の 場合は、当初許可の年 月日及び許可指令番号 並びに変更の内容及 びその理由」
--	---	--

第2号様式から第8号様式までの規定中「、第2条の2」を削る。

第9号様式を削る。

第10号様式中「(第2条の2関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を第9号様式とする。

第11号様式中「(第2条の2関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を第10号様式とする。

第12号様式を第11号様式とする。

第13号様式中「神奈川県知事」を「神奈川県横須賀三浦地域県政

総合センター所長」に改め、同様式を第12号様式とする。

第14号様式中「神奈川県知事」を「神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長」に改め、同様式を第13号様式とする。

第15号様式を第14号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の手続又は行為で、この規則の施行の際まだ処理がなされていないもの又はその処理が継続中のもので、この規則の施行の日以後改正後の第1条の規定により神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長に対して行われた申請その他の手続又は行為とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第41号

理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(理容師法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「横須賀市、藤沢市又は相模原市」を「相模原市、横須賀市又は藤沢市」に改める。

- (1) 理容師法施行細則(昭和33年神奈川県規則第56号)第1条第8号
 - (2) 美容師法施行細則(昭和33年神奈川県規則第57号)第1条第8号
 - (3) 神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第53号)第10条及び第13条第1項
 - (4) 魚介類行商等に関する条例施行規則(昭和41年神奈川県規則第78号)第2条第1項及び第3条
 - (5) 神奈川県水道法施行細則(昭和55年神奈川県規則第40号)第12条第1項
 - (6) 温泉法施行細則(昭和59年神奈川県規則第33号)第15条、第23条及び第24条
- (毒物及び劇物取締法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「藤沢市又は相模原市」を「相模原市又は藤沢市」に改める。

- (1) 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和42年神奈川県規則第44号)第2条第1項
- (2) 公衆浴場法施行細則(昭和48年神奈川県規則第72号)第8条(神奈川県特別母子福祉資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「横須賀市及び相模原市」を「相模原市及び横須賀市」に改める。
- (神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、藤沢市及び相模原市」を「及び藤沢市」に改め、同条第2項中「及び相模原市」を削り、同条第3項中「、相模原市の区域内にあつては第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる事務、第14号に掲げる事務（条例第18条第2項の規定により捕獲した特定動物等に係るものに限る。）並びに第15号及び第16号に掲げる事務に限り」を削り、「、藤沢市及び相模原市」を「及び藤沢市」に改める。

第20条中「、藤沢市及び相模原市」を「及び藤沢市」に改める。

第21条中「、藤沢市」を「並びに藤沢市」に改め、「並びに相模原市の区域内において条例第14条第1項の規定により収容した飼犬」を削る。

第22条第3項中「、藤沢市及び相模原市」を「及び藤沢市」に改める。

第24条中「、藤沢市」を「並びに藤沢市」に改め、「並びに相模原市の区域内において条例第14条第1項の規定により収容した野犬等」を削る。

（神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年神奈川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「横須賀市、藤沢市及び相模原市」を「相模原市、横須賀市及び藤沢市」に改める。

（神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正）

第6条 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市（）」の次に「相模原市、」を加え、「、相模原市」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県立保健福祉大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第42号

神奈川県立保健福祉大学条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立保健福祉大学条例施行規則（平成14年神奈川県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号中「保健福祉部」を「保健福祉局」に改め、同項第9号から第11号までを次のように改める。

(9) 政策局長

(10) 保健福祉局長

(11) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の役員のうちから知事が委嘱する者

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第11号の改正規定は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の成立の日から施行する。

神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第43号

神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則（平成16年神奈川県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表障害者支援施設の項を次のように改める。

障害者支援施設	七沢更生ライトホーム	70人
	七沢学園	80人

別表第1条別表第1に規定する特別に経費を要する診療等の項を次のように改める。

条別表第1に規定する特別に経費を要する診療等	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づいて厚生労働大臣が定めた使用薬剤の購入価格（薬価基準）に定めのない薬品の投薬	それに要した薬品の価格の12割の額
	その他の診療等	知事が別に定める額

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第44号

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則（平成8年神奈川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第2項の表前年において所得税を賦課されていない者の項中「神奈川県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第49号）別表第2診療の項一般診療の項」を「条例第3条第2項の表一般診療の項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（知事が定める使用料の額等）

第10条 条例第3条第2項の表に規定する知事が定める率は、0.0153とする。

2 条例第3条第2項の表に規定する知事が定める額は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第6号に規定する医薬品の投与使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に定める額

(2) その他の診療等 知事が定める額
第6号様式及び第7号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

附 則

この規則は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の成立の日から施行する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第45号

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年神奈川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(認定の申請)」を付し、同条中「条例第5条第1項の」を「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項の」に、「受給資格者（条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）の住民票の写しその他受給資格者が県内に引き続き1年以上住所を有していることを証明する書類（以下「住民票等」という。）を「次に掲げる書類」に改め、同条ただし書中「住民票等」を「これらの書類」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第1条とする。

(1) 受給資格者（条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届（第2号様式）

(3) 受給資格者が基準日（条例第3条第2項第1号に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日において20歳未満の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた障害児福祉手当（以下「例による障害児福祉手当」という。）に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第8条において準用する政令第4条及び第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。次号において同じ。）並びに例による障害児福祉手当に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33

号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第3項において準用する政令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書（第3号様式）

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額並びに例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(5) 受給資格者が基準日の前日において20歳以上の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた特別障害者手当（以下「例による特別障害者手当」という。）に係る政令第11条及び政令第12条第4項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第11条に規定する給付の支給を受けるときは、当該事実及び給付の額を明らかにすることができる証明書

ウ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

エ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(6) 配偶者又は例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額(例による特別障害者手当に係る政令第12条第3項において準用する政令第4条及び政令第12条第5項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。)並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第5項において準用する政令第5条第2項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(7) 受給資格者が条例第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳その他当該受給資格者の障害の程度を証する書類の写し

(8) 受給資格者が条例第2条第5号本文に該当する場合にあつては、法第17条に規定する障害児福祉手当又は法第26条の2に規定する特別障害者手当の支給を受けていることを証する書類の写し

(9) その他知事が必要と認める書類

第4条の見出しを削り、同条本文を次のように改める。

認定の申請は、8月1日から当該年の9月10日までの間に行わなければならない。

第4条ただし書中「この日」を「同日」に、「5月31日とする」を「この限りでない」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第2条とする。

2 前項ただし書の場合における認定の申請は、翌年の2月末日までの間に行わなければならない。

第5条第2項第1号中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削り、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「(第2号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同条を第4条とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「手当の」を「認定の申請又は条例第12条第1項の規定による届出を行った後手当の」に改め、「受領している者」の次に「(以下「指定受取人」という。)」を加え、「、同項の規定により受給資格者に代わつて手当を受領する者(以下「指定受取人」という。)」を「指定受取人」に、「(第3号様式)」を「(第5号様式)」に改め、同条第2項中「第5条の」を「第3条の」に改め、同条第3項中「(第3号様式)」を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1項を加える。

(現況の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当現況届(第6号様式)に第1条各号に掲げる書類を添えて、基準日から当該基準日の属する年の9月10日までの間にするものとする。ただし、知事が特に認めるときは、同条

各号に掲げる書類を省略することができる。

第8条の2を削る。

第9条中「第7条」を「第12条第2項」に改め、「(第3号様式)」を削り、同条を第7条とする。

第10条の見出しを「(住所等変更の届出)」に改め、同条第1項中「受給資格者(」を「認定の申請をした者(」に改め、同項第1号及び第2号中「受給資格者」を「認定の申請をした者」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「(第3号様式)」を削り、同条を第8条とする。

第11条の見出しを「(受給事由消滅等の通知)」に改め、同条中「受給資格者の手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、神奈川県在宅重度障害者等手当受給資格喪失通知書(第5号様式)を当該」を「次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加え、同条を第9条とする。

(1) 受給資格者の手当を受けるべき事由が消滅したとき(死亡の場合を除く。)

(2) 条例第7条又は第8条の規定により受給資格者に手当を支給しないこととしたとき。

(3) 条例第10条の規定により受給資格者に手当を支給せず、又は条例第11条の規定により手当の支払を差し止めることとしたとき。

第11条の2第2項中「第13条」を「第12条」に、「神奈川県在宅重度障害者等手当受給台帳」を「神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第8条第2項」を「第13条第2項」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 1 条関係) (用紙 日本工業規格 A 3 横長型)

神 奈 川 県 在 宅 重 度 障 害 者 等 手 当 認 定 申 請 書

※ 受給資格者番号					

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格の認定について、次のとおり申請します。

申請者氏名	<input type="checkbox"/> 受給資格者 <input type="checkbox"/> 介護者 (代理申請) (続き柄) <input type="checkbox"/> その他 (代理申請) (資格)	申請者住所 (代理申請の場合のみ記載してください。) (〒)
電話番号		

受給資格者本人について記載してください。

氏 名	(フリガナ)	生年月日	明 治・ 大 正・ 昭 和・ 平 成					
			年 月 日					
住 所	(〒)							
振込先	金融機関名	本・支店名	種別	本・支店コード (3ケタ)	口座番号 (7ケタ)	口座名義人氏名 (カタカナ)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 上記氏名と同じ。 <input type="checkbox"/> 上記氏名と異なる。
			普・当					

受 給 資 格 確 認 欄

受給資格者は、

- 1 身体障害者手帳の交付を受けていますか。 はい (級) いいえ
- 2 精神障害者保健福祉手帳 (1級のものに限る。)の交付を受けていますか。 はい いいえ
- 3 療育手帳 (B2のものを除く。)の交付を受けていますか。 はい (A1・A2・B1) いいえ
「いいえ」の場合、知的障害がある旨の判定を受けていますか。 はい (知能指数) いいえ
- 4 本年8月1日現在、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定を受けており、かつ、これらの手当の受給に必要な現況届等の書類を提出していますか。 はい いいえ
- 5 昨年8月1日から本年7月31日までの間、3か月以上継続して入所又は入院をしたことがありますか。 はい いいえ

「はい」の場合 施設 (病院) の名称 _____
 入所 (入院) の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

個 人 情 報 同 意 欄

私は、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定及び支給の状況、身体障害者手帳その他の障害の程度を証する書類の交付の状況、所得の状況並びにこの申請書の記載内容について、神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格を確認するために必要な範囲で、神奈川県在宅重度障害者等手当の支給に関する事務を行う県及び市町村の機関が相互に情報を提供し、又は社会福祉施設、病院等の関係機関から県及び市町村の機関が情報の提供を受けることについて同意します。

年 月 日

神奈川県知事殿

受給資格者氏名



特 記 事 項

- 備考
- 1 ※印の欄は、記載しないでください。
 - 2 口座名義人氏名の欄は、片仮名により記載してください。
 - 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。
 - 4 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、一定の場合には省略することができる書類がありますので、係員にお尋ねください。
 - (1) 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届及び前年の所得の状況等を証する書類
 - (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳その他受給資格者の障害の程度を証する書類の写し
 - (4) 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている場合は、これらの手当の支給を受けていることを証する書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

※

第 2 号様式 (第 1 条関係) (表) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

受付 年 月 日

※ 受給資格者番号					

神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届

年分所得	受給資格者		配 偶 者		扶 養 義 務 者		
氏 名	①	②	③	④	⑤	⑥	
④控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち ア：老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の 合計数、イ：特定扶養親族の数)	人 (ア 人) (イ 人)	人 (ア 人) (イ 人)	人 (ア 人) (イ 人)	人 (ア 人) (イ 人)	人 (ア 人) (イ 人)	人 (ア 人) (イ 人)	
⑤受給資格者所得額	円		円		円		
⑥配偶者及び扶養義務者所得額	円		円		円		
控 除	⑦障害者(特別障害者を除く。)である控除 対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑧特別障害者である控除対象配偶者及び 扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑨障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡 夫の特例・勤労学生の特例	寡 寡特 勤	円	障 特障 寡 寡特 勤	円	障 特障 寡 寡特 勤	円
	⑩雑損控除額	円	円	円	円	円	円
	⑪医療費控除額	円	円	円	円	円	円
	⑫小規模企業共済掛金控除	円	円	円	円	円	円
⑬配偶者特別控除額	円	円	円	円	円	円	
⑭社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円	
⑮控除後の所得額	円		円		円		

上記のとおり、所得状況について届け出ます。
年 月 日
神奈川県知事殿

受給資格者氏名 ⑱

※ 審 査	※課税台帳等 確認	※公的年金等 所得確認	この所得状況届には、次の書類を添付してください。 (1) 公的年金を除く所得額について、市区町村長の証明書 (2) ⑦から⑬までの欄に記載した事項について、市区町村長の証明書 (3) 受給資格者が8月1日現在で20歳以上の場合、公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書(年金証書等の写し)
-------	--------------	----------------	--

(裏)

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記載してください。
- 3 ④の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を記載してください。なお、同法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族があるときは、その人数を次により () 内に再掲してください。
- (1) 受給資格者については、アに老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、イに特定扶養親族の数を記載してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記載してください。
- 4 ⑤の欄は、次の表を参考にして記載してください。

○ 20歳未満の者及び公的年金等を受給していない者は、都道府県民税に係る前年の課税所得を記載してください。	公的年金等の収入金額 (種類)	A	円
	○ 20歳以上で公的年金等を受給している者は、右により計算した所得額 (Eの金額) を記載してください。	(種類)	
○ 所得がない場合は、「なし」と記載してください。	Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円
A：公的年金等（課税対象年金及び恩給を含む。）のすべての収入金額を記載してください。また、() 内にその名称を記載してください。 B：Aの金額から、所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記載してください。	公的年金等以外の雑所得金額	C	円
	雑所得以外のすべての所得金額	D	円
	所得額 (B + C + D)	E	円

- 5 ⑥の欄は、前年の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記載してください。所得がない場合は、「なし」と記載してください。
- 6 ⑦及び⑧の欄は、該当する者の人数及び控除額を記載してください。
- 7 ⑨の欄は、①から③までの欄に記載した者がそれぞれ地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦(寡夫)、寡夫控除の特例対象者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑩から⑬までの欄は、これらの欄に掲げる控除を受けたときに、該当する欄に当該控除額を記載してください。
- 9 ⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに、当該控除額を記載してください。

第3号様式(第1条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

①提出者	氏名		住所	
②被災者	氏名		被災当時の住所又は居所	
	提出者との続柄		職業	
③災害	災害の種類		被災年月日	年 月 日
④被災状況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額
	住宅			
	家財			
	田畑			
	宅地			
	住宅でない建物			
	その他の財産			
⑤保険金又は損害補償金の受給状況	1 受けた。(種類) 2 受けることができる。 3 受けていない。			金額
円				
上記のとおり、被災状況を申し立てます。 年 月 日 神奈川県知事殿				
受給資格者氏名 ㊟				
※	審査			

(裏)

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、受給資格者、その配偶者又は扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹等）で、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産（これらの者の所有するもののほか、所得税法に定める控除対象配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。）について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災等の別のほか、〇〇台風等できるだけ詳しく記載してください。
- 4 ④の欄は、次の事項に留意して記載してください。
- (1) 「被災前の財産の概要とその価格」について
- ア 被災前の財産は、被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、当該財産は、住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でないその他の財産のうち、最も被害の大きかったものについて記載してください。住宅について被害を受けた場合で家財にも被害を受けた場合は住宅についてのみ記載し、その住宅が受給資格者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは家財について記載してください。
- イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記載してください。
- ウ 「家財」については、その主な種類、名称、価格の総額等とともに、その家財の存した家屋の規模、構造、延べ面積等を記載してください。
- エ 「田畑」については、田又は畑の別、総面積、価格等を記載してください。
- オ 「宅地」については、その総面積、価格等を記載してください。
- カ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋等について、その種類ごとの構造、延面積、価格等を記載してください。
- キ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬等について、その種類ごとの数量、価格等を記載してください。
- (2) 「損害の程度とその価格」について
- ア 「住宅」及び「住宅でない建物」の損害の程度については流失、全壊、半壊、土石流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部消失等できるだけ詳しく記載してください。
- イ 「家財」の損害の程度については、その家財の存した住宅の被害の状況を記載してください。
- ウ 「田畑」及び「宅地」の損害の程度については、流水、冠水〇〇メートル土砂堆積等できるだけ詳しく記載するとともに、その被害面積を記載してください。
- エ 「その他の財産」の損害の程度については、その財産の種類に応じて具体的に記載してください。
- オ 損害の金額は、時価〇〇万円等と記載してください。

第4号様式(第4条関係)(用紙 はがき)

神奈川県在宅重度障害者等手当認定通知書

先に申請のありました神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格については、次のとおり認定しましたので、通知します。

年 月 日

様

神奈川県知事 (氏 名) 印

受給資格者番号

受給資格者氏名

認定年度

年度

〔手当は、年1回、指定の銀行口座に振り込みます。振込みをした場合は、「支払案内書」をもつてお知らせします。〕

第 5 号様式 (第 5 条、第 7 条、第 8 条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更 (受給事由消滅) 届出書

年 月 日

届出人 住所

氏名

㊤

(続き柄)

神奈川県知事殿

次のとおり { 認定事項の変更が生じた }
{ 受給事由が消滅した } ので、届け出ます。

受給資格者氏名 (カタカナ)		受給資格者 番 号	
変更 事 由		変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 口座		
	<input type="checkbox"/> 所得額		
	<input type="checkbox"/> その他		
	変更事由発生年月日	年 月 日	
受 給 事 由 消 滅	<input type="checkbox"/> 受給資格者が死亡した。 死亡した年月日 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 受給資格者が施設 (病院) に 3 か月以上継続して入所 (入院) した。 施設 (病院) の名称 () 入所 (入院) の期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	<input type="checkbox"/> 神奈川県外に転出した。 転出年月日 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他 (障害等級の変更等)		

- 備考 1 受給資格者氏名の欄は、片仮名により記載してください。
2 □のある欄には、該当する□にレ印を記載してください。

第 6 号様式 (表) 中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に、「第 8 条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同様式 (裏) 中「第 8 条」を「第13条」に、「行なう」を「行う」に改め、同様式を第 7 号様式とし、第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第6号様式(第6条関係)(用紙 日本工業規格A3横長型)

神奈川県在宅重度障害者等手当現況届

※ 受給資格者番号					

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格者の現況について、次のとおり届け出ます。

届出者氏名	<input type="checkbox"/> 受給資格者 <input type="checkbox"/> 介護者(代理届出) (続き柄) <input type="checkbox"/> その他(代理届出) (資格)	届出者住所(代理届出の場合のみ記載してください。) (〒)
電話番号		

受給資格者本人について記載してください。

氏名	(フリガナ)	生年月日	明治・大正・昭和・平成					
			年 月 日					
住所	(〒)							
振込先	金融機関名	本・支店名	種別	本・支店コード(3ケタ)	口座番号(7ケタ)	口座名義人氏名(カタカナ)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 上記氏名と同じ。 <input type="checkbox"/> 上記氏名と異なる。
			普・当					

受給資格確認欄

受給資格者は、

1 身体障害者手帳の交付を受けていますか。 はい (級) いいえ

2 精神障害者保健福祉手帳(1級のものに限る。)の交付を受けていますか。 はい いいえ

3 療育手帳(B2のものを除く。)の交付を受けていますか。 はい (A1・A2・B1) いいえ
 「いいえ」の場合、知的障害がある旨の判定を受けていますか。 はい (知能指数) いいえ

4 本年8月1日現在、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定を受けており、かつ、これらの手当の受給に必要な現況届等の書類を提出していますか。 はい いいえ

5 昨年8月1日から本年7月31日までの間、3か月以上継続して入所又は入院をしたことがありますか。 はい いいえ
 「はい」の場合 施設(病院)の名称 _____
 入所(入院)の期間 年 月 日から 年 月 日まで

個人情報同意欄

私は、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定及び支給の状況、身体障害者手帳その他の障害の程度を証する書類の交付の状況、所得の状況並びにこの届出書の記載内容について、神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格を確認するために必要な範囲で、神奈川県在宅重度障害者等手当の支給に関する事務を行う県及び市町村の機関が相互に情報を提供し、又は社会福祉施設、病院等の関係機関から県及び市町村の機関が情報の提供を受けることについて同意します

年 月 日
 神奈川県知事殿

受給資格者氏名 ㊟

特記事項

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 口座名義人氏名の欄は、片仮名により記載してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。
- 4 この現況届には、次の書類を添付してください。ただし、一定の場合には省略することができる書類がありますので、係員にお尋ねください。
- (1) 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届及び前年の所得の状況等を証する書類
 - (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳その他受給資格者の障害の程度を証する書類の写し
 - (4) 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている場合は、これらの手当の支給を受けていることを証する書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

※

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第7号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第46号

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「するとともに」の次に「神奈川県心身障害者扶養共済制度加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加える。

第17条第1項中「に当該年金受給権者の住民票の写しを添えて」を「により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、年金受給権者が県外に住所を有する場合にあつては、当該年金受給権者の住民票の写しを添えなければならない。

第1号様式中「第1条」の次に「、第7条」を加え、

「

心 身 障 害 者

」を「

心 身 障 害 者 ※

」に、

他の制度 における 加入状況	地方公共団体名	加入番号	加入年月日（口数追加） 年 月 日（年 月 日）
			年 月 日（年 月 日）

他の制度 における 加入状況	地方公共団体名	加入番号	加入年月日（口数追加） 年 月 日（年 月 日）
			年 月 日（年 月 日）

※ この制度においては、加入後に心身障害者を変更することができませんので、御承知ください。

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例

施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第47号

神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表前年において所得税を賦課されていない者の項中「神奈川県立の診療所に関する条例」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所条例」に改める。

（神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年神奈川県規則第97号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表前年において所得税を賦課されていない者の項中「神奈川県立の診療所に関する条例」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所条例」に改める。

（神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表前年において所得税を賦課されていない者の項中「神奈川県立の診療所に関する条例」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所条例」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第48号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年神奈川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウム及びその化合物の項中「0.01mg/l」を「0.003mg/l」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県立の診療所に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第49号

神奈川県立の診療所に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立の診療所に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立煤ヶ谷診療所条例施行規則

第1条中「神奈川県立の診療所に関する条例」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所条例」に改める。

第2条中「県立診療所（）」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所（）」に、「県立診療所」を「診療所」に改める。

第3条中「県立診療所（条例第3条の規定により、指定管理者を指定し、管理を行わせる県立診療所（以下「指定管理施設」という。）を除く。）」を「診療所」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第4条中「県立診療所」を「診療所」に、「別表第1に掲げるとおり」を「内科、外科及び小児科」に改める。

第5条第1項中「県立診療所（指定管理施設を除く。）」を「診療所」に改め、「の各号」を削り、同項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第2項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第4項を削る。

第6条及び第9条中「県立診療所（指定管理施設を除く。）」を「診療所」に改める。

第9条の2から第9条の4までを削る。

第10条第2項中「別表第2に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づいて厚生労働大臣が定めた使用薬剤の購入価格（薬価基準）に定めのない薬品の投薬 それに要した薬品の価格の12割の額

(2) その他の診療等 知事が別に定める額

第11条第1項中「(指定管理施設に係る手数料にあつては知事。以下同じ。）」を削り、同条第2項の表中「県立診療所」を「診療所」に改める。

第17条中「県立診療所（指定管理施設を除く。）」を「診療所」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

第2号様式及び第3号様式中「所 長 殿」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所長殿」に改める。

第3号様式の2を削る。

第4号様式及び第5号様式中「所長（神奈川県知事）」を「神奈川県立煤ヶ谷診療所長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第50号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年神奈川県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第9条中「県土整備部建築指導課内」を「県土整備局建築住宅部建築安全課内」に改める。

第11条及び第13条中「県土整備部建築指導課長」を「県土整備局建築住宅部建築安全課長」に改める。

第40条第1項中「県土整備部建築指導課内」を「県土整備局建築住宅部建築安全課内」に改める。

第3号様式中「(用紙 日本工業規格A4横長型)」を「(用紙 日本工業規格A5横長型)」に改める。

第4号様式中「(第23条関係)」を「(第29条関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第51号

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県建築基準法施行細則（昭和37年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(建築計画概要書等の写し等の交付請求)

第30条 条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写しの交付請求書（第19号様式）を、次の各号に掲げる建築計画概要書等の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

(1) 定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書 知事

(2) 建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書 当該請求に係る建築物、工作物又は建築設備（次項において「建築物等」という。）の所在地に係る別表の左欄に掲げる区分の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の土木事務所長

2 条例第52条の18の2の規定により台帳記載事項証明書の交付を請求しようとする者は、台帳記載事項証明書交付請求書（第20号様式）を、当該請求に係る建築物等の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の土木事務所長に提出しなければならない。

3 条例第52条の18の2に規定する台帳記載事項証明書は、第21号様式とする。

別表中「第23条の4」の次に「第30条」を加え、

座間市	神奈川県相模原土木事務所
海老名市、綾瀬市及び愛甲郡	神奈川県厚木土木事務所

を

愛甲郡	神奈川県厚木土木事務所
海老名市、座間市及び綾瀬市	神奈川県厚木土木事務所東部センター

に

改める。

様式に次の3様式を加える。

第19号様式 (第30条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

建築計画概要書等の写しの交付請求書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

(神奈川県 土木事務所長)

請求者 住所

氏名

㊟

神奈川県建築基準条例第52条の18の2の規定により、次のとおり建築計画概要書等の写しの交付を請求します。

1 写しの交付を 求める建築計画概要 書等の内容	(建築計画概要書等を特定するため、2項目以上の記入をお願いします。)	
	確認(指定)番号:	
	地名地番:	
	建築(築造)主氏名:	
2 建築計画概要書 等の写しを必要と する理由		
3 写しを必要とす る書類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書及び処分等概要書(注)	通
	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書のみ	通
	<input type="checkbox"/> 処分等概要書のみ	通
	<input type="checkbox"/> 築造計画概要書	通
	<input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書	通
	<input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書	通
	<input type="checkbox"/> 全体計画概要書	通
	<input type="checkbox"/> 指定道路図	通
	<input type="checkbox"/> 指定道路調書	通
		(該当する□内にレ印を記入してください)
手数料 400 (円/通) × 通 = 円		
※神奈川県収入証紙はり付け欄		
※受付欄	受領欄 年 月 日 本件受領しました。 受領者	

- 備考 1 (注)の欄は、建築計画概要書と処分等概要書を併せて1通とします。
 2 ※印の欄には、記入しないでください。
 3 請求者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第20号様式 (第30条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

台帳記載事項証明書交付請求書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿

請求者 住所
氏名

㊟

神奈川県建築基準条例第52条の18の2の規定により、次のとおり台帳記載事項証明書の交付を請求します。

1 確認年月日・番号	年 月 日 第 号
2 検査済証発行年月日・番号	年 月 日 第 号
3 建築主氏名	
4 地名地番	
5 使用目的	
※神奈川県収入証紙はり付け欄	
※受付欄	受領欄 年 月 日 本件受領しました。 受領者

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 請求者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第21号様式 (第30条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

台帳記載事項証明書

年 月 日

殿

神奈川県 土木事務所長 団

次の事項は、建築基準法施行規則第6条の3第1項第 号に規定する台帳 () に記載されていることを証明します。

1 確認年月日・番号	年 月 日 第 号
2 検査済証発行年月日・番号	年 月 日 第 号
3 建築主氏名	
4 地名地番	
5 備考	

注意事項

この証明書は、台帳に記載されていることを証明するものであり、必ずしも現在の法律に適合していることを証明するものではありません。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第52号

建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年神奈川県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び全体計画概要書」を「、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改め、同項第2号中「県土整備部建築指導課」を「県土整備局建築住宅部建築安全課」に改める。

第3条第2項中「県土整備部建築指導課長」を「県土整備局建築住宅部建築安全課長」に改める。

第4条中「備付けの閲覧簿に必要な事項を記入」を「所属長の定めるところにより、閲覧の対象となる建築物、工作物又は建築設備(以下この条において「建築物等」という。)を特定する情報その他必要な事項を記載した概要書等の閲覧申請書を提出」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由により建築物等を特定することができない場合は、建築物等を特定する情報の記載を要しない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第53号

競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則

競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則第106号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号ア中「日」であるものを「日)」に改め、同号オを次のように改める。

オ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第3項に規定する退職金共済契約(以下「退職金共済契約」という。)又は同条第5項に規定する特定業種退職金共済契約で建設業に係るもの(以下「建設業退職金共済契約」という。)を締結している者にあつては、当該退職金共済契約又は建設業退職金共済契約を締結していることを証する書面

第6条第3項第2号エ中「中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済事業団に加入」を「退職金共済契約を締結」に、「事業団に加入」を「退職金共済契約を締結」に改める。

第7条第7号中「中小企業退職金共済事業団又は建設業退職金共済組合への加入又は未加入の別」を「退職金共済契約又は建設

業退職金共済契約の締結の有無」に改める。

第1号様式中

中小企業退職金共済事業団への加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	を
退職金共済契約の締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第54号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年神奈川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中サをシとし、コをサとし、同号ケ中「クまで」を「ケまで」に改め、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 船舶係留施設のための敷地の占用。ただし、イ、オ及びカに該当するものを除く。

第1条第7号ア中「ケまで」を「コまで」に改め、同条第15号中「コまで」を「サまで」に改める。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行前になされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長又は治水事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、同日以後においては、土木事務所長又は治水事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第55号

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則(昭和39年神奈川県規則第126号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「第2号」を「第2号イ及びウ」に改め、同条第4号及び第5号中「キ」の次に「、第2号ア、エ、オ、カ及びキ」を加える。

第3条第1項ただし書を削り、同項第2号中「第2号ア、イ」を「第2号イ」に改め、同項第3号を削り、同条第2項及び第3

項を削る。

第4条中「(第7号様式)」を「(第5号様式)」に改める。

第9条中「(第9号様式)」を「(第6号様式)」に改める。

第11条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「、湘南港、大磯港及び真鶴港にあつては」を削り、同項を同条第2項とする。

第12条第2項中「前項第1号及び第3号」を「前項」に、「同項第1号及び第3号」を「同項」に改め、同条第3項を削る。

第12条の2第2項中「所長は、必要があると認めるときは」を「指定管理者は知事の承認を得て」に改める。

第13条第1号中「(第10号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同条第2号中「(第11号様式)」を「(第8号様式)」に改め、同条第3号中「(第12号様式)」を「(第9号様式)」に改め、同条第4号中「(第13号様式)」を「(第10号様式)」に改める。

第19条中「県土整備部砂防海岸課」を「県土整備局河川下水道部砂防海岸課」に改める。

第5号様式から第6号様式の5までを削り、第7号様式を第5号様式とし、第8号様式を削り、第9号様式を第6号様式とし、以下3様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県借上公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第56号

神奈川県借上公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県借上公共賃貸住宅条例施行規則(平成5年神奈川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第5号」を「第3号」に改め、同条中第32号を第34号とし、第31号を第33号とし、第30号の次に次の1号を加える。

(32) 条例第32条の2の規定により、入居者に対し、相当の期間を定めて明渡しを請求すること。

第1条中第30号を第31号とし、第8号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 条例第11条の2第3項の規定により、賃貸借の期間を定めること。

第2条の次に次の1号を加える。

(借上公共賃貸住宅の廃止)

第2条の2 条例第3条後段に規定する借上公共賃貸住宅の廃止は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 借上げの期間が10年を経過している借上公共賃貸住宅であつて、条例第5条各号に規定する条件を具備する者の入居を阻害せず、かつ、当該借上公共賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障を及ぼすおそれがないとき。

(2) 災害、老朽化等により借上公共賃貸住宅として引き続き管

理することが不相当であるとき。

(3) 借上公共賃貸住宅の建替えを行うため必要があるとき。

(4) 都市計画事業等を施行するため必要があるとき。

(5) その他借上公共賃貸住宅を廃止することについてやむを得ない事情があるとき。

第4条第1項中「単身者向けの借上公共賃貸住宅」を「所長が別に定める条件を具備する単身者」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「第5条第4号」を「第5条第2号」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第3項を削る。

ただし、入居の申込みをした者が、所長が別に定める基準を満たす者であるときは、収入基準を15万3,000円以上60万1,000円以下とすることができる。

第11条第3項第3号中「第32条第1項第5号」を「第32条の2」に改める。

第11条の次に次の1号を加える。

(条例第11条の2第1項の規則で定める期間)

第11条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める期間は、3月とする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第17条第1項中「住宅金融公庫法施行規則(昭和29年大蔵省令建設省第1号)第11条」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第20条」に改める。

第28条第2項中「第32条第1項第5号」を「第32条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公安委員会規則

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

神奈川県公安委員会

委員長 小 塚 良 雄

神奈川県公安委員会規則第5号

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第11号中「被害者対策」を「被害者支援」に改める。

第14条第6号中「家出人、」を削り、同条中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 子ども及び女性に対する重大な性犯罪等(以下「重大な性犯罪等」という。)に係る対策に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

第27条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特命による組織犯罪の取締りに関すること。

第30条第1号を次のように改める。

(1) 道路交通関係法令違反の取締り及び道路交通関係法令違反事件の捜査の指導に関する事(次条第2号及び第32条第6号に掲げる事務を除く。)

第31条第2号中「及び」の次に「これに係る」を加える。

第50条の2の見出しを「(被害者支援室)」に改め、同条第1項及び第2項中「被害者対策室」を「被害者支援室」に改め、同条第3項中「被害者対策室」を「被害者支援室」に、「被害者対策の」を「被害者支援の」に改める。

第52条第3項中「家出人」を「行方不明者」に改める。

第53条の3の次に次の1条を加える。

(子ども・女性安全対策室)

第53条の4 生活安全全部生活安全総務課に、神奈川県警察子ども・女性安全対策室(以下「子ども・女性安全対策室」という。)を附置する。

2 子ども・女性安全対策室は、本部内に置く。

3 子ども・女性安全対策室は、重大な性犯罪等の予防、重大な性犯罪等に発展するおそれのある犯罪の取締りその他必要な事務(ストーカー対策室の所掌に属するものを除く。)の処理に当たる。

第66条第1項中「被害者対策室」を「被害者支援室」に改め、「ストーカー対策室」の次に「、子ども・女性安全対策室」を加え、同条第2項中「、ストーカー対策室」の次に「、子ども・女性安全対策室」を加え、「被害者対策室」を「被害者支援室」に改め、「航空隊の副隊長には警部又は警部補の階級にある警察官を」を削り、「健康管理センターの副所長」を「航空隊の副隊長、健康管理センターの副所長」に、「並びに生活安全対策室」を「並びに子ども・女性安全対策室」に改め、「公安委員会室」を削り、「企画室及び」を「企画室、生活安全対策室及び」に、「監査室」を「、公安委員会室及び監査室」に改め、同条第3項中「被害者対策室」を「被害者支援室」に改める。

第72条の次に次の1条を加える。

(相模原市警察部)

第72条の2 相模原市警察部は、次の事務を分掌する。

(1) 相模原市警察部所掌事務の企画に関する事。

(2) 相模原市警察部内職員の人事の総括に関する事。

(3) 相模原市その他関係機関との連絡に関する事。

(4) 警察署(相模原市の区域内に置かれる警察署に限る。以下この条において同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関する事。

(5) 本部と警察署の連絡調整に関する事。

(6) 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。

(7) 特命に関する事。

2 相模原市警察部に、係を置く。

第73条中「及び川崎市警察部」を「、川崎市警察部及び相模原市警察部」に改める。

第74条第1項中「及び川崎市警察部」を「、川崎市警察部及び相模原市警察部」に改め、同条第3項中「又は川崎市警察部」を「、川

崎市警察部又は相模原市警察部」に改める。

第75条第1項、第76条第1項及び第77条第1項中「及び川崎市警察部」を「、川崎市警察部及び相模原市警察部」に改める。

第78条第1項中「及び川崎市」を「、川崎市及び相模原市」に改める。

第93条第1項中「次の」の次に「表の左欄に掲げる」を加え、同項の表中「神奈川県大船警察署」を「神奈川県大船警察署」に、「神奈川県藤沢北警察署」

「神奈川県小田原警察署」を「神奈川県幸警察署」に、「神奈川県厚木警察署」を「神奈川県藤沢北警察署」に、「神奈川県大

田原警察署

木警察署を「神奈川県小田原警察署」に、「神奈川県相模原警察署」に改める。

「神奈川県厚木警察署

警察署」を「神奈川県大和警察署」に改める。

「神奈川県相模原警察署」

第100条第1項第1号中「4,537人」を「4,556人」に改め、同項第2号中「4,694人」を「4,714人」に改める。

第101条及び第102条中「川崎市警察部」の次に「、相模原市警察部」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

2 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年神奈川県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和23年7月法律第131号)」を「(昭和23年法律第131号)」に改め、同条第2号中「及び神奈川県警察川崎市警察部長」を「、神奈川県警察川崎市警察部長及び神奈川県警察相模原市警察部長」に改め、同条第4号中「及び神奈川県警察川崎市警察部」を「、神奈川県警察川崎市警察部及び神奈川県警察相模原市警察部」に改める。

(神奈川県公安委員会表彰規程の一部改正)

3 神奈川県公安委員会表彰規程(昭和30年神奈川県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「川崎市警察部」の次に「、相模原市警察部」を加え、「付属自動車学校」を「附属自動車学校」に改める。

第7条中「及び川崎市警察部」を「、川崎市警察部及び相模原市警察部」に改める。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

4 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年神奈川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「及び神奈川県警察川崎市警察部長」を「、神

奈川警察川崎市警察部長及び神奈川県警察相模原市警察部長」に改め、本則第4号中「及び神奈川県警察川崎市警察部」を「、神奈川県警察川崎市警察部及び神奈川県警察相模原市警察部」に改める。

神奈川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県公安委員会

委員長 小 塚 良 雄

神奈川県公安委員会規則第6号

神奈川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年神奈川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（適用範囲）

第3条 この規則は、公安委員会が別に定める手続等について適用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第3条の規定によりされた告示で、この規則の施行の日の前日において現に効力を有するものに係る法令又は条例若しくは規則に基づく手続等は、改正後の第3条の規定により公安委員会が定めた手続等とみなす。

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県公安委員会

委員長 小 塚 良 雄

神奈川県公安委員会規則第7号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和57年神奈川県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「相模原市（城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町に限る。）を「相模原市緑区のうち

青根、青野原、青山、太井、小倉、小原、小淵、川尻、久保沢1丁目、久保沢2丁目、久保沢3丁目、佐野川、澤井、城山1丁目、城山2丁目、城山3丁目、城山4丁目、寸沢嵐、谷ヶ原1丁目、谷ヶ原2丁目、千木良、鳥屋、中沢、長竹、中野、名倉、根小屋、葉山島、原宿1丁目、原宿2丁目、原宿3丁目、原宿4丁目、原宿5丁目、原宿南1丁目、原宿南2丁目、原宿南3丁目、日連、広田、牧野、又野、町屋1丁目、町屋2丁目、町屋3丁目、町屋4丁目、三井、三ヶ木、向原1丁目、向原2丁目、向

原3丁目、吉野、与瀬、与瀬本町、若葉台1丁目、若葉台2丁目、若葉台3丁目、若葉台4丁目、若葉台5丁目、若葉台6丁目、若葉台7丁目及び若柳」

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県公安委員会

委員長 小 塚 良 雄

神奈川県公安委員会規則第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和59年神奈川県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「横浜市港北区のうち

網島西二丁目、網島東一丁目及び網島東二丁目」

を
「横浜市港北区のうち

網島西二丁目、網島東一丁目及び網島東二丁目」に改め、「相

模原市相模湖町と

相模原市緑区と」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

神奈川県公安委員会

委員長 小 塚 良 雄

神奈川県公安委員会規則第9号

神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県道路交通法施行細則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第4号中「及び法第49条の2第2項」を「並びに法第49条の3第2項」に改め、「の規制」の次に「及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制」を加える。

第5条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

別表第1に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項目
--------	-------------	------------------

別表第1の3の3の項中「相模湖町」を「緑区」に、「同

藤野町小淵」を「同 小淵」に改め、同表30の項中

「相模原市」の次に「緑区」を加え、同表31の項中「相模原市」の

次に「緑区」を加え、「同 元橋本町」を「同 元橋本町」に改め、同表35の項中「相模湖町」を「緑区」に、「同 藤野町小淵」を「同 小淵」に改め、同表41の項中「相模原市」の次に「中央区」を加え、同表46の項中「津久井町」を「緑区」に、「同 相模湖町与瀬本町」を「同 与瀬本町」に改め、同表47の項中「津久井町」を「緑区」に、「同 西橋本5丁目」を「同 西橋本5丁目」に改め、同表55の項中「県道横浜伊勢原線」を「県道横浜伊勢原」に改め、同項の次に次のように加える。

55の2	同	伊勢原市下糟屋字塚田1,576番から 同 字上北ノ根2,031番1まで
------	---	--

別表第1の3の57の項中「県道横須賀停車場線」を「県道横須賀停車場」に改め、同表58の項中「県道横須賀葉山線」を「県道横須賀葉山」に改め、同表59の項中「県道戸塚茅ヶ崎線」を「県道戸塚茅ヶ崎」に改め、同表60の項中「県道横浜厚木線」を「県道横浜厚木」に改め、同表60の3の項中「県道酒井金田線」を「県道酒井金田」に改め、同表60の4の項中「県道藤沢厚木線」を「県道藤沢厚木」に、「寿町3丁目」を「寿町2丁目」に改め、同表60の5の項中「県道上粕屋厚木線」を「県道上粕屋厚木」に、「寿町3丁目」を「寿町2丁目」に改め、同表61の項中「県道横浜厚木線」を「県道横浜厚木」に改め、同表62の項中「県道伊勢原藤沢線」を「県道伊勢原藤沢」に改め、同表62の2の項中「県道上粕屋厚木線」を「県道上粕屋厚木」に改め、同表62の3の項中「県道伊勢原藤沢線」を「県道伊勢原藤沢」に改め、同表62の4の項中「県道相模原大磯線」を「県道相模原大磯」に改め、同表62の5の項中「県道藤沢平塚線」を「県道藤沢平塚」に改め、同表63の項中「県道丸子中山茅ヶ崎線」を「県道丸子中山茅ヶ崎」に改め、同表65の項中「県道相模原茅ヶ崎線」を「県道相模原茅ヶ崎」に改め、同表67の項中「県道座間大和線」を「県道座間大和」に改め、同表68の項中「県道町田厚木線」を「県道町田厚木」に改め、「相模原市」の次に「南区」を加え、「同 南台3丁目」を「同 南台3丁目」に改め、同表69の項中「県道相模原町田線」を「県道相模原町田」に改め、「相模原市」の次に「南区」を加え、「同 麻溝台」を「同 麻溝台」に改め、同表69の2の項中「相模原市」の次に「中央区」を加え、「同 4,104番3」を「同 4,104番3」に改め、同表69の4の項中「相模原市」の次に「緑区」を加え、「同 567番1」を「同 567番1」に改め、同項の次に次のように加える。

69の5	同	愛甲郡愛川町中津字大塚前1,547番2地先から 同 字北原62番2まで
------	---	--

別表1の3の70の項中「県道目黒町町田線」を「県道目黒町町田」に改め、同表71の項中「県道松田国府津線」を「県道松田国府津」に改め、同表74の項中「県道平塚松田線」を「県道平塚松田」に改め、同表76の項中「県道菖蒲沢戸塚線」を「県道菖蒲沢戸塚」に改め、同表77の項中「県道相模原立川線」を「県道相模原立川」に、「相模原市」の次に「中央区」を加え、「同 宮下本町2丁目」を「同 宮下本町2丁目」に改め、同表77の2の項中「相模原市」の次に「中央区」を加え、「同 清新7丁目」を「同 清新3丁目」に改め、同表78の項中「県道橋本

停車場線」を「県道橋本停車場」に改め、「相模原市」の次に「緑区」を加え、「同 元橋本町2丁目」を「同 元橋本町」に改め、同表79の項中「県道大石明石線」を「県道大石明石」に改め、同表80の項中「県道堀山下秦野停車場線」を「県道堀山下秦野停車場」に改め、同表81の項中「県道栢山停車場曾我線」を「県道栢山停車場曾我」に改め、同表82の項中「県道成田下曾我停車場線」を「県道成田下曾我停車場」に改め、同表83の項中「県道沼田国府津線」を「県道沼田国府津」に改め、同表84の項中「県道鴨ノ宮停車場矢作線」を「県道鴨ノ宮停車場矢作」に改め、同表86の項中「県道東京丸子横浜線」を「県道東京丸子横浜」に改め、同表87の項中「県道東京大師横浜線」を「県道東京大師横浜」に改め、同表88の項中「県道横浜上麻生線」を「県道横浜上麻生」に改め、同表89の項中「県道横浜生田線」を「県道横浜生田」に改め、同項の次に次のように加える。

89の2	同	横浜市神奈川区菅田町2,953番の1地先から 同 港北区鳥山町523番の2地先まで
------	---	--

別表第1の3の93の項中「県道鶴見溝ノ口線」を「県道鶴見溝ノ口」に改め、同表93の2の項中「県道川崎府中線」を「県道川崎府中」に改め、同表93の4の項の次に次のように加える。

93の5	同	横浜市南区前里町4丁目97番の1地先から 同 中区花咲町2丁目65番の1地先まで
------	---	---

別表第1の3の94の項中「県道横浜鎌倉線」を「県道横浜鎌倉」に改め、同表95の項中「県道原宿六ツ浦線」を「県道原宿六ツ浦」に改め、同表96の項中「県道大田神奈川線」を「県道大田神奈川」に改め、同表98の項中「県道川崎町田線」を「県道川崎町田」に改め、同表100の項中「県道世田谷町田線」を「県道世田谷町田」に改め、同表101の項中「県道扇町停車場線」を「県道扇町停車場」に改め、同表104の項の次に次のように加える。

104の2	同	横浜市神奈川区羽沢町141番の2地先から 同 菅田町2,953番の1地先まで
104の3	同	横浜市保土ヶ谷区今井町99番の2地先から 同 1,326番の6地先まで
104の4	同	横浜市保土ヶ谷区今井町99番の2地先から 同 1,343番の2地先まで
104の5	同	横浜市保土ヶ谷区上星川2丁目589番の5地先から 同 491番の5地先まで
104の6	同	横浜市保土ヶ谷区東川島町47番の5地先から 同 24番の1地先まで
104の7	同	横浜市磯子区森1丁目2,048番の8地先から 同 森5丁目1,358番の2地先まで

別表第1の3の118の項の次に次のように加える。

118の2	同	横浜市中区桜木町2丁目2番の10地先から 同 西区花咲町6丁目143番地先まで
-------	---	--

別表第1の3の130の3の項の次に次のように加える。

130の4	横浜市道 森第67号 線	横浜市磯子区森1丁目2,039番の1地先から 同 森3丁目2,054番の2地先まで
-------	--------------------	--

別表第1の3の153の項の次に次のように加える。

153の2	横浜市道 長浜第9 号線	横浜市金沢区並木3丁目2番の6地先から 同 並木2丁目13番の4地先まで
-------	--------------------	---

153の3	横浜市道 長浜第12 号線	横浜市金沢区並木3丁目1番の2地先から 同 並木2丁目15番の1地先まで
-------	---------------------	---

別表第1の3の155の2の項の次に次のように加える。

155の3	横浜市道 末吉橋第 121号線	横浜市鶴見区下末吉3丁目553番の1地先から 同 上末吉5丁目96番の1地先まで
-------	-----------------------	---

別表第1の3の161の項の次に次のように加える。

161の2	川崎市道 殿町夜光 線	川崎市川崎区小島町1番1先から 同 塩浜4丁目14番22先まで
-------	-------------------	------------------------------------

別表第1の3の201の項中「相模原市4丁目」を「中央区相模原4丁目」に、「同 相模原6丁目」を「同 相模原6丁目」に改め、同表202の項中「南橋本1丁目」を「中央区南橋本1丁目」に、「同 横山台2丁目」を「同 横山台2丁目」に改め、同表202の2の項中「大山町」を「緑区大山町」に、「同 403番6」を「同 403番6」に改め、同表202の3の項中「橋本台3丁目」を「緑区橋本台3丁目」に、「同 1丁目」を「同 橋本台1丁目」に改め、同表203の項中「南台5丁目」を「南区南台5丁目」に、「同 4,992番4」を「同 4,992番4」に改め、同表204の項中「清新5丁目」を「中央区清新5丁目」に、「同 清新6丁目」を「同 清新6丁目」に改め、同表205の項中「中央4丁目」を「中央区中央4丁目」に、「同 清新8丁目」を「同 清新8丁目」に改め、同項の次に次のように加える。

205の2	同	相模原市中央区南橋本3丁目35番1地先から 同 清新6丁目98番6地先まで
-------	---	--

別表第1の3の206の項中「大字」を「中央区」に、「同 1,611番2」を「同 1,611番2」に改め、同表206の2の項中「田名」を「中央区田名」に、「同 3,455番4」を「同 3,455番4」に改め、同表207の項中「小野通2丁目」を「中央区小野通2丁目」に、「同 100番」を「同 100番1」に改め、同表中212の3の項を212の4の項とし、212の2の項を212の3の項とし、212の項の次に次のように加える。

212の2	同	厚木市上依知字上ノ原3,034番地先から 同 4,012番地先まで
-------	---	--------------------------------------

別表第1の3の221の6の項の次に次のように加える。

221の7	愛川町道 中津110号 線	愛甲郡愛川町中津字桜台4,023番1先から 同 4,012番地先まで
-------	---------------------	---------------------------------------

221の8	愛川町道 中津230号 線	愛甲郡愛川町中津字桜台4,012番地先から 同 4,051番地先まで
-------	---------------------	---------------------------------------

第1号様式の4中

「年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者 住 所
電 話

ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊟」

を

「年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者 住 所
電 話

ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊟」

に、

※
交通規制課長又は
警察署長の意見

を

※
交通規制課長又は
警察署長の意見

確認者
年 月 日
階級
警察署 氏名 ㊟」

に

改める。

第1号様式の5及び第1号様式の5の2中

「年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者 住 所
電 話

ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊟」

を

「年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者 住 所
電 話

ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊟」

に、

備 考

※
駐車対策課長又は
警察署長の意見

を

備 考

※ 確 認 者
年 月 日
階級
警察署 氏名 ㊟」

に

改める。

第7号様式中

「年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
電 話
ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊤」

「 年 月 日

警察署長 殿

申請者 住 所
電 話
ふりがな (法人にあつては、名)
氏 名 (称及び代表者の氏名) ㊤」

改める。

第7号様式の2(表)の備考及び第7号様式の3(表)の備考中「緑」の次に「(2日を超えない駐車許可の場合は、青)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の2第1項第4号及び第5条第2項の改正規定は、同月19日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受けた道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条第1項ただし書の規定による許可に係る改正前の第7号様式の2又は第7号様式の3により交付されている駐車許可書は当該許可の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第7号様式の2又は第7号様式の3により交付された駐車許可書とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。